

委 託 契 約 書 (案)

重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和8年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託業務（以下「委託業務」という。）を別添「令和8年度重信川サイクリングロード魅力体験事業委託仕様書」により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金_____円（うち消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から令和9年3月26日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保の用に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託承認申請書（様式1号）を提出し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に、事業変更計画書（様式第3号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを精算払請求書（様式第5号）により、甲に対して請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、前金払請求書（様式第6号）により、請求するものとする。

3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第13条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第11条又は前条の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 委託業務の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員若しくは経営に事実上参加若しくは実質的

に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められたとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。
- 3 天災その他やむを得ない理由により、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。契約解除を合意した場合は、契約当事者が受けた一切の損害について、相互に賠償する責を負わないものとする。
- 4 甲が、甲の都合によりこの契約を解除した場合は、乙は契約解除受付時点までに要した費用を甲に請求することができる。

（契約の変更）

第15条 事故又は天災等により、委託事業の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

（損害賠償）

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき理由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第17条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、第10条第2項の完了検査の結果を通知した日から1年以内（以下、「契約不適合責任期間」という。）に限り、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 甲は、成果品の引渡しの際（成果品の引渡しが無い場合にあつては、業務が完了した際）に契約不適合があることを知ったときは、その旨を直ちに乙に通知しなければ、契約不適合責任期間の内であっても、第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 5 引き渡された成果品の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら甲に通知しなかったときは、この限りでない。
- 6 前各号の規定は、第14条の解除権の行使を妨げるものではない。

（関係書類の整備及び保管）

- 第18条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
- 2 乙は、委託業務の関係書類を委託業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。また、甲から委託業務の内容に関する質疑等があった場合には、誠実に対応しなければならない。

（権利関係）

- 第19条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）については、甲から乙に委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は成果品にかかる著作権者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
 - 3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙または第三者が著作権を保有している著作物が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙または当該第三者に帰属するものとする。

（秘密の保持及び個人情報の適正な管理）

- 第20条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。
 - 3 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

- 第21条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛

県規則第18号) によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

愛媛県松山市北持田町132番地

甲 重信川サイクリングロード活性化推進実行委員会
会 長

乙